



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110

Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 64 (2016年4月21日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 64 は「教育・訓練の税制優遇措置」についてお送り致します。多くの企業様で従業員に対して教育・訓練を行っておりますが、それらは法人所得税優遇措置の恩典があります。今回はその恩典をトピックに致しました。

教育・訓練についての税制優遇措置

【従業員の教育訓練】

教育訓練費用を支出した会社もしくはパートナーシップ法人は、この支出を法人所得税納付のための純利益計算に参入することができる。また、被雇用者の教育や訓練への派遣もしくは従業員に対する教育訓練の実施により、さらに 100%、合計で支出の 2 倍の法人所得税優遇措置を受けることができる。

教育訓練は、実施している業務に関する知識を生むための活動とみなされる。組織内の従業員は、得られた知識をただちに活用ことができ、組織の発展、向上につながる。また、会社は税制優遇措置を受けることができる。

【教育訓練について】

一般的な事業者にとっての従業員の知識、能力の育成はビジネス面で組織を発展させるための一つの道筋である。従業員がより高い能力を持つようになれば、最終的には事業に良い影響を及ぼすためである。人材の育成には様々な方法があるが、その一つは、従業員の教育訓練であり、様々な会社が自社の従業員に対する教育訓練の予算を確保している。教育訓練として多くの組織が利用する方法は次の 2 種類である。

1. 外部教育訓練(Public training)

会社は、教育訓練実施機関が定める教育訓練の項目、カリキュラム、場所に従い教育訓練事業を専門とする会社に従業員を派遣し、様々なカリキュラムの教育訓練を受けさせる。教育訓練実施機関により実施しなければならない基準が定められている。

教育訓練事業会社は、国税局に対して法人所得税優遇措置の行使、労働者育成基金積立金の評価を行う前に労働者育成局に対してカリキュラム、予定、教育訓練諸費用リスト、また、各年度の実際の支払額に従い、各カリキュラムの諸費用の証拠を同意審査のために提出しなければならない。その審査規定項目は、下記の通りとする。

1. カリキュラムは、労働者の育成及び事業所の利益とするために作成したものでなければならない。また大臣が告示し定める職業分野の範囲内でなければならない。
2. 教育訓練期間について。
就業準備の場合 : 30 時間以上
労働者レベル向上の場合 : 6 時間以上
職業変更の場合 : 18 時間以上
でなければならない。
3. 教育訓練を実施する事業所は、教育訓練受講者と契約を締結しなければならない。
4. 教育訓練実施機関は、「教育訓練受講者保護」に関する原則を遵守しなければならない。

教育訓練受講者を派遣する教育機関もしくは労働者教育訓練施設は、私立学校法に基づく教育機関、私立教育施設法に基づく教育施設、あるいは公立の労働者教育訓練施設、一般的に教育訓練を実施するタイの法律に基づき設立された財団、協会、法人である労働者教育訓練施設でなければならない。

2. 内部教育訓練 (Inhouse Training)

雇用者が内部で自社の従業員の教育訓練プロジェクトを定める。教育訓練実施機関により実施しなければならない基準が定められている。

会社は、教育訓練実施前に労働者育成局に対して教育訓練に関する詳細を提出し、同意審査を受けなければならない。ただし、教育訓練の諸費用の証拠を提出する必要はなく、諸費用の証拠を元に直接、国税局に対して法人所得税優遇措置の行使を申請する。また、教育訓練受講者人数を記載し、労働者育成局の同意を得て、労働者育成基金掛金を評価する。その評価規定項目は、下記の通りとする。

1. カリキュラムは、労働者の育成及び事業所の利益とするために作成したものでなければならない。また、大臣が告示し定める職業分野の範囲内で行わなければならない。
2. 教育訓練を実施する施設は、教育訓練に対して十分かつ適当な面積があり、安全でなければならない。
3. 教育訓練実施者は、労働者育成振興委員会が告示し定める資格を満たしていなければならない。
4. 教育訓練期間について。
就業準備の場合 : 30 時間以上
労働者レベル向上の場合 : 6 時間以上
職業変更の場合 : 18 時間以上
でなければならない。
5. 教育訓練を実施する事業所は、教育訓練受講者と契約を締結しなければならない。
6. 理論面及び実技面での教育訓練成果測定方法を定めなければならない。就業準備の場合、教育訓練合格者は、平均で 60%以上の点を獲得しなければならない。
7. 教育訓練実施機関は、「教育訓練受講者保護」に関する原則を遵守しなければならない。

保証を受けることができる教育訓練カリキュラムは、事業所の業務内容にとって有用であり、また、教育訓練受講者に適したカリキュラムであることを条件とする。消防、応急処置、違法薬物、5S 等の全体的に重要且つ必要であるカリキュラムに準用する

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

今回は、2016 年 5 月 19 日(木) です

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

【タイ国法律改定情報・発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書から**マニュアルや仕様書**まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

*詳細につきましてはご相談ください。

★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで **1,500THB** です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB となっております。

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>